大船渡市魚市場飲食施設出店者

募集要領

大船渡魚市場株式会社

令和 8 年 11 月

「大船渡市魚市場飲食施設出店者」募集要領

1.趣旨

この「募集要領」は、大船渡市魚市場の指定管理者である大船渡魚市場株式会社（以下「魚市場㈱」という。）が実施する「大船渡市魚市場飲食施設出店者」の募集に関し必要事項を定めるものである。

2.飲食施設の概要

(1)位置　　大船渡市魚市場 3 階

(2)施設面積　　約 135 ㎡（飲食スペース 83.73 ㎡、厨房 51.34 ㎡）

※他に倉庫あり（約 13 ㎡）

(3)可能客席数　　30 人程度

(4)施設設備　　電気設備、空調設備、給排水設備、ガス設備、厨房機器等

3.応募資格

応募者は、以下の条件を全て満たすものとする。

(1)日本国内に住所を有する個人又日本国内に営業拠点を置く法人等（いずれも飲食業の営業経験は問わない)。

(2)営業又は従事に際し、食品衛生責任者の資格を有する者を配置することができること。

(3)応募者は、申請時点において国税および地方税の滞納がないこと。

(4)過去 3 年間において食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）に基づく行政処分を受けていないこと。

(5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体等と関わりがないこと。

4.営業条件

(1)営業形態は、飲食業とする。

(2)営業日時は、原則週５日以上とし、大船渡市魚市場の開場時間（午前５時から午後５時まで）の範囲内で、魚市場㈱と協議の上決定する。休日・夜間営業等についても同様とする。

(3)使用する魚介類等の生鮮食料品は、可能な限り大船渡市産を優先的に取り扱うよう努めること。ただし、市内での入手が困難な場合や市外での加工が必要な食品は、この限りではない。

5.利用許可条件

(1)利用許可期間

利用許可の期間は、５年以内とし、魚市場㈱の許可を受けて利用するものとする。

なお、利用許可期間満了後、引き続き利用しようとするときは、期間満了の２か月前までに魚市場㈱の許可を受けなければならない。

(2)利用料金

飲食施設の利用料金は、地方卸売市場大船渡市魚市場条例に基づき、月額 30,000 円までの範囲で、魚市場㈱が市長の承認を得て定めた額とし、毎月 15 日までに魚市場㈱に納付するものとする。なお、期限までに納付できなかった場合、納付期限翌日から完済に至るまで、当該未納付金額に対し、年 5%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(3)保証金

出店者の債務を担保するために利用許可と同時に 90,000 円を保証金として納付するものとする。保証金には金利を付けず、利用許可期間終了後、未払いの利用料等があるときにはこれを控除し、施設の明け渡しと引き換えに残額を返還するものとする。

(4)営業開始日

飲食施設の営業開始日は、魚市場㈱と出店者との協議により定めることとし、 定めた営業開始日に開始できないときは、利用許可を取り消すことがある。

(5)その他

営業に関する申請費用、出店に伴う工事費用、営業に使用するため出店者が用意した機器等の搬入設置費用、許可期間満了後の機器等の撤去に係る費用等は出店者の負担とする。なお、飲食施設内の備品等の取り扱いは以下のとおりとする。

①指定管理者が管理する大船渡市の備品（冷蔵庫等）：魚市場㈱の「管理物品（利用許可対象）」として「現状有姿（現況のまま）」で使用するものとし、使用開始に伴う点検、保守、修繕等の費用は原則として出店者の負担とする。ただし、修繕の施工範囲や費用負担の区分について、魚市場㈱が必要と認める場合は、出店者と魚市場㈱との協議により定めることができる。なお、出店者の判断で魚市場㈱の承諾なく市備品を当該飲食施設外への移転・処分・廃棄・売却することはできない。

②前出店者の残置機器等: 「現状有姿（現況のまま）」での引き渡しとし、出店者が利用を希望するものに限り、出店者へ無償で引き渡す（譲渡する）ものとする。引き渡し後の維持・修繕費用は出店者の負担とする。なお、出店者が利用を希望しない残置機器等については、魚市場㈱において飲食施設内からの撤去（保管又は処分）を行う。

6.経費負担

次の経費は、出店者負担とする。

(1)光熱水費

(2)厨房機器等設備の保守点検、修繕等に要する経費

(3)利用許可を受けた部分の清掃、消毒等の衛生管理費

(4)残飯・産業廃棄物等の処理経費

(5)その他必要な管理経費

7.利用上の制限

(1)出店者は、施設及び機器等を利用するに当たり、常に良好な状態で利用するとともに、許可期間中、許可目的以外の用途に利用することはできない。

(2)常に食品衛生法その他の関係法令を遵守し、監督官庁の指示に従うこと。

(3)出店者は、利用許可を受けた施設を第三者に利用させることはできない。また、利用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(4)飲食施設内は禁煙とする。

(5)出店者の責任により、許可物件の全部又は一部に損害を与えた場合は、出店者は魚市場㈱に対し、その損害に相当する金額を賠償するものとする。

(6)原則として利用料の納付を 3 カ月以上怠った場合、利用許可を取り消すものとする。

(7)出店者は、許可期間を満了し、更新手続きをしないとき、または許可期間中に許可を取り消された場合は、自己の責任において魚市場㈱の指定する期日までに施設の原状回復を行うものとする。

(8)その他必要な事項は、魚市場㈱と出店者で互いに誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

8.選定の流れ

募集要領等の公表（大船渡市魚市場ホームページ等）　※現場説明の受付開始

↓

現場説明（随時実施）

↓

出店申込書等の提出（随時受付）

↓　　※提出から 1～2 週間程度

出店者の選定（書類審査・面接）

↓　　※選定後速やかに

結果通知（出店者決定時点で募集終了）

(1)出店者募集期間　令和 8 年 11 月 1 日（日）～　出店者が決定するまで（随時受付）

※出店者が決定した時点で募集を終了します。

(2)現場説明

①日時　　水曜日以外でスケジュール調整　※要連絡

②場所　　大船渡市魚市場飲食施設（大船渡市魚市場 3 階）

③連絡先　問い合わせ先と同じ

(3)出店申込書等の提出

①提出物

A)　申請者が法人の場合

a.大船渡市魚市場飲食施設出店申込書

b.営業計画書

c.会社概要がわかる書類

d.定款

e.法人登記簿謄本

f.資格取得証明書の写し（食品衛生責任者のもの）

g.租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類（租税公課の納税証明書等）

※必要に応じて追加資料を求める場合あり

B)　申請者が個人の場合

a.大船渡市魚市場飲食施設出店申込書

b.営業計画書

c.履歴書（写真添付、出店者のもの）

d.資格取得証明書の写し（食品衛生責任者のもの）

e.租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類（租税公課の納税証明書等）

※必要に応じて追加資料を求める場合あり

②提出部数　1 部

③提出先　　問い合わせ先と同じ

④その他　　提出された申込書等は、本出店者の選定審査（提出書類による資格・計画内容の確認および面接審査）以外の目的に使用することはない。

(4)出店者の選定

予定時期　出店申込書等の提出から 1～2 週間後

審査方法：書類審査および面接審査（営業計画書等の確認および質疑応答）

※ 申込書受領後、魚市場㈱にて日程調整を行い、面接の日時、場所等を応募者へ個別に連絡いたします。

(5)選定結果通知

審査終了後、「出店内定」または「不採用」の選定結果について速やかに応募者へ通知する。

出店者が決定した段階で、魚市場ホームページ等で選定された出店者名を公表し、本募集を終了いたします。

※審査結果に関する質問又は異議申し立ては、一切受け付けません。

9.その他

(1)以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

①応募資格要件を満たさない者又は出店者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者の場合。

②提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合。

③民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反)、第 93 条（心裡留保)、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案の場合。

④本募集要領に違反すると認められた場合。

⑤その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合。

(2)出店申込書提出後、関連する事項について魚市場㈱職員が聞き取りを行う場合がある。

(3)出店申込書等の作成に要する経費は、申込者の負担とする。

(4)提出された出店申込書等は、返却しない。

10.問い合わせ先

〒022-0002　岩手県大船渡市大船渡町字永沢 209 番地

大船渡魚市場株式会社総務部施設管理課

TEL：0192-26-4112　FAX：0192-26-4113

MAIL： ofmkanri@ofunato-fm.com

大船渡市魚市場飲食施設出店申込書

令和　　年　　月　　日

大船渡魚市場株式会社

代表取締役　千葉　隆美　　様

住　　所

名　　称

代表者名（又は個人名）　　印

電話番号

大船渡市魚市場飲食施設出店者募集要領の内容に同意の上、出店を申込みますので、関係書類を添えて申請いたします。

営　業　計　画　書

代表者名（又は個人名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項　目	内　　容
1　営業の基本理念	
2　営業計画	
3　提供サービス内容	
4　その他特記事項	